



ガンバ大阪 サッカー部 規約

- 第1条 (名称・所在地)
名称を「ガンバ大阪 サッカー部」といい、本部を大阪府千里万博公園
3-3 株式会社ガンバ大阪内におく。
- 第2条 (目的)
当サッカー部は、サッカーを通じ青少年・女子の精神ならびに健全な育成を計り、ガンバ大阪としてサッカーの基本や専門性を指導することで、技術や知識を習得し、一人一人にスポーツの喜びを伝え、夢と才能を育てながら、地域への貢献ひいては、日本のサッカー界の発展に寄与することを目的に、サッカーの指導を行う。
- 第3条 (入会資格)
本人が当サッカー部の趣旨に賛同される小学1年生～小学6年生(女子)と、中学1年生～3年生の男子を対象とする。
- 第4条 (開催日時)
当サッカー部が、あらかじめ指定した曜日・時間に開催する。中止等については、別途運営要領による。
- 第5条 (指導)
当サッカー部が定めた指導方法により、部生の個性に適したサッカーの指導を行う。
- 第6条 (入会手続き)
入会希望者は、入会申込書に必要な事項を記入し署名捺印の上、ガンバ大阪スクール事務局に指定の方法で提出する。
- 第7条 (会費)
サッカー部の活動に関する会費は、別途運営要領による。尚、一旦支払われた会費は返金しないものとする。
- 第8条 (開催場所)
当サッカー部の指導場所は、別途運営要領による。
- 第9条 (サッカー部生の自己負担費用)
(1) トレーニング等の参加にかかわる交通費等
(2) トレーニングに必要な個人用具(ウェア、運動靴、スパイク、GKグローブなど)
- 第10条 (更新)
同コース内での新学年への更新は、原則として自動更新とする。
- 第11条 (休会)
ケガもしくは、やむを得ない事由により、月初から月末まで1ヶ月以上休む場合は、スクール生は前月末日までに、医師の診断書などを添えて、所定の休会届を提出しなければならない。尚、休会期間は月単位とし、休会費は所定月会費の半額とする。
- 第12条 (退会)
退会する場合は、退会月の前日末日までに事務局に申し出て、所定の退会届を提出しなければならない。
- 第13条 (部生のモラル)
部生は次のことを守らなければならない。
(1) 当サッカー部内の秩序、コーチの指示
(2) 明朗快活なスポーツマン・スポーツウーマンとしての誇りとその態度
- 第14条 (除名)
当サッカー部は、本規約に違反したり部生としてふさわしくないとガンバ大阪が判断した者を退会させることができる。
- 第15条 (保険および事故の責任)
サッカー部生は、入会時にスポーツ傷害保険に加入する。当サッカー部における事故については、当該スポーツ傷害保険補償範囲内でのみ補償する。
- 第16条 (免責)
当サッカー部内の秩序やコーチの指示に従わないで起きた、事故やトラブル・盗難について、当サッカー部は一切責任を負わない。
- 第17条 (発効)
この規約は、2019年4月1日より発効する。